

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人新現役交流会サポートと称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

### (目的)

第3条 当法人は、企業 OB 等の経験を活かし、金融機関等と連携し、中小企業の支援を行うことを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 金融機関等と連携し、企業 OB 等と中小企業とのマッチングを目的とする交流会（以下「新現役交流会」という。）および新現役交流会のフォローアップに対する企画および運営
- 2 新現役交流会に関する研修、セミナーおよび講演の企画および運営
- 3 新現役交流会に関する執筆および出版
- 4 新現役交流会に関するコンサルティング
- 5 前各号に附帯関連する一切の事業

## 第 3 章 社員

### (法人の構成員)

第5条 当法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

### (社員の資格取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、社員総会において別に定める入会等に関する定めに基づき申し込み、理事会の承認を得なければならない。

- ② 法人である社員にあっては、法人の代表者として当法人に対してその権利を

行使する一人の者（以下「会社代表者」という。）を定め届け出なければならない。

- ③ 会社代表者を変更した場合は、速やかに変更届けを提出しなければならない。

#### （経費の負担）

第7条 当法人の活動に必要な経費に充てるため、社員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### （任意退職）

第8条 社員は、退社届を提出して、任意にいつでも当法人を退社することができる。

#### （除名）

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議を経て、これを除名することができる。

- 1 当法人の定款または規則に違反したとき
- 2 当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反する行為をしたとき
- 3 その他除名すべき正当な事由があったとき

#### （社員資格の資格喪失）

第10条 前2条のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 第7条の支払義務を別に定める規定に違反し履行しなかったとき
- 2 総社員が同意したとき
- 3 当該社員が死亡し、又は解散、破産したとき
- 4 その他法令で定める事由が生じたとき

#### （社員資格の喪失に伴う権利および義務）

第11条 社員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。社員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- ② 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 社員総会

### (構成)

第12条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

### (権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 社員の除名
- 2 理事および監事の選任または解任
- 3 理事および監事の報酬等の額
- 4 計算書類等の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散
- 7 その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

### (開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

### (招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- ② 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において、社員の中から選出する。

### (議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

### (決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決権を行使することができる総社員の半数以上が出席し、出席した総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- 1 社員の除名
- 2 監事の解任
- 3 定款の変更
- 4 解散
- 5 その他法令で定められた事項

#### (議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第5章 役員

#### (役員の設定)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- 1 理事 1名以上10名以内
  - 2 監事 2名以内
- ② 理事のうち1名を代表理事とする。

#### (役員を選任)

第21条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- ② 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

#### (理事の職務および権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

#### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第24条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- ② 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- ③ 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第25条 理事または監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

第26条 理事および監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 当法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事の選定および解職

#### (招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- ② 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- ③ 代表理事は、理事および監事が理事会の招集を求めたときは理事会を招集しなければならない。

### (決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第7章 基金

### (基金の拠出等)

第32条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- ② 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- ③ 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第8章 資産および会計

### (事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から始まり、翌年5月31日に終わる。

### (事業報告および決算)

第34条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてその内容を報告し、第2号および第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
  - 2 貸借対照表
  - 3 損益計算書（正味財産増減計算書）
- ② 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更および解散

### (定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第36条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第38条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。